

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|-------|-----|-------------|-----|-------|-----|--------------|--|--|
| 1-2 | 入札説明書 | 15 | 4 | 4.3 | 4.3.2 | (2) | 質問に対する回答 | 回答が令和7年3月25日公表予定とありますが、資格審査に関する質問回答を早めて頂きたい。 | 一部質問について先行して回答します。 |
| 1-6 | 入札説明書 | 10 | | | | f | 余剰地活用業務企業 | 「同等の事業に係る実績を有する」という文言の解釈についてお尋ねいたします。現在、余剰地の活用方法を複数案検討しております。 【分譲住宅】 私有地を購入し分譲した実績はありますが、公有地を購入し分譲した実績がない場合、同等の事業に係る実績を有していると見なされるでしょうか。上記実績を持つ企業が余剰地活用業務企業です。 【テナント】 公有地・民有地問わず出店実績を有していればよいのか、公有地での出店実績でないといけないのかについてご回答ください。上記テナントが余剰地活用業務企業です。 | 同等の事業に係る実績については、それが公有地の売却又は貸付して整備されたことを要件としません。 【分譲住宅】については、質問記載の範囲では問題ないと考えられます。ただし、提案と実績に、集合住宅/戸建て住宅の違い、規模の違いなど、大きい相違がある場合、同等性に疑義が生じる可能性があります。 【テナント】について、土地を所有又は賃借しての実績であれば公有地・民有地は問いません。ただし、提案と実績に、施設の使用、規模の違いなど、大きい相違がある場合、同等性に疑義が生じる可能性があります。 |
| 1-10 | 入札説明書 | 7 | 3 | 3.1 | 3.1.1 | (3) | 構成企業の変更等について | 入札参加者の構成企業の変更及び追加は認めないとありますが、余剰地活用事業者について、単独事業として入札参加表明を提出したが、その後も1社入れるなどは可能でしょうか。また、市が承認する条件とはどういった条件でしょうか。 | 構成企業の担当内容に関わらず、本項に記載のとおり、原則として認めません。市がやむを得ないと認めた場合の市が承認する条件について、現時点でお示しできるものではありません。 |
| 1-11 | 入札説明書 | 7 | 3 | 3.1 | 3.1.1 | (3) | 構成企業の変更等について | 上記に関連して基本協定締結後や事業契約締結後、土地売買契約締結後にもう1社入れるなどは可能でしょうか。また、余剰地活用企業への所有権移転後に提案事業実施を条件に他社への転売などは可能でしょうか。 | 前段については、基本協定書（案）第7条第6項、事業契約書（案）第3条第12項及び第13項に規定するとおりです。なお、記載以上の条件について、現時点でお示しできるものではありません。後段については、第三者への転売は、市が承諾した場合は可能とします。具体的には、転売の時点において余剰地活用業務企業にPFI事業契約等に基つき履行すべき債務（モニタリングに係る事項等）が残る場合、転売後においてもこれが履行される方策を要件とします。 |
| 1-12 | 入札説明書 | 11 | 3 | 3.1 | 3.1.4 | | 入札参加資格 | 入札参加資格を欠く事態が生じた場合、その企業にペナルティはありますか。 | 個々の状況に応じた対応が想定されるため、以下のとおり例示を示しますが、これに限るものではありません。 【例1】 3.1.2(1)入札参加者の参加資格要件（共通）に記載の要件のいずれかを満たさなくなった場合、その企業は入札参加者の構成企業としての資格を喪失します。 【例2】 共通の資格要件は満たすものの、入札参加資格申請に提示した担当業務（設計業務、建設業務等）に関する要件を満たさなくなった場合、当該の業務の担当としての資格は喪失しますが、その他の担当としての資格は喪失しません。 【例3】 入札参加資格を欠く事態が、横浜市指名停止等措置第2条第1項に該当する場合は、指名停止の処分を受けます。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|-------|-----|-------------|-------|----------|-----|---|-----|--|-----------------------|---|--|
| 1-13 | 入札説明書 | 14 | 4 | 4. 2. | | | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 「資格審査書類の受付及び審査」以降に、再度貴市へ質問できる機会を設けていただけませんか。 | 4月14日（月）から4月28日（月）まで、第2回の質問を受け付けることとします。 なお、第2回の質問は、原則として第1回の質問に対する回答に関連するものに限り、回答の公表予定は5月30日（金）とします。 |
| 1-14 | 入札説明書 | 14 | 4 | 4. 2. | | | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 資格審査書類の質問等もあるため、「入札説明書等に関する質問に対する回答及び公表」は3月上旬に公表していただけませんか。 | 一部質問について先行して回答します。 |
| 1-16 | 入札説明書 | 15 | 4 | 4. 3 | 4. 3. 2 | (1) | | | | 質問受付 | 質問に対する回答後第2回質問受付の機会を設けていただけますでしょうか。 | 4月14日（月）から4月28日（月）まで、第2回の質問を受け付けることとします。 なお、第2回の質問は、原則として第1回の質問に対する回答に関連するものに限り、回答の公表予定は5月30日（金）とします。 |
| 1-17 | 入札説明書 | 6 | 2 | 4 | | | | | | 余剰地活用企業に必要とされる根拠法令等 | 余剰地について、一団地認定、開発許可、その他横浜市の条例に関して横浜市各課協議を行ってもよろしいでしょうか。 | 問題ありません。 なお、相談・協議に行く際は事前に電話にて各課へ連絡してください。 |
| 1-20 | 入札説明書 | 7 | 3. | | | | | | | 入札参加に関する条件等 | この入札参加に関する資格要件等に関する質問及び意見について、貴市の回答及び公表が令和7年3月25日、資格審査書類の提出期日が令和7年4月4日となっており、実質7日間程度しか期間がなく、回答の内容によってはグループ各社の押印等この期間での対応が難しいと思慮されます。この資格要件に関する質問事項に関してはこの3月25日を待たずに2月中等早めに回答を公表して頂くことをお願い申し上げます。 | 一部質問について先行して回答します。 |
| 1-21 | 入札説明書 | 9 | 3. | 3. 1. | 3. 1. 2. | (2) | a | | | 入札参加者の参加者要件（業種別）設計企業 | 本資格要件を満たす建築設計企業その他、要求水準書に記載されている土砂災害警戒区域解除に向けた法面の対策工事の設計や遊水池、造成、開発行為など土木専門の設計企業を含めた場合、「本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。」が、「(c) コンクリート系構造～」の要件に該当しないことから、土木設計を担う企業に関してはこの「(c) コンクリート系構造～」の要件を外せるようお願い申し上げます。また、土木設計を担う企業の参加資格要件をお示しください。 | ご意見を踏まえ、専ら造成等の土木工事に係る設計を担当する者は、(a)の要件を満たせばできるように入札説明書を修正します。 |
| 1-22 | 入札説明書 | 10 | 3. | 3. 1. | 3. 1. 2. | (2) | b | (f) | | 入札参加者の参加者各要件（業種別）建設企業 | この要件の参加資格要件を満たす監理技術者を入札資格確認申請を行った場合、入札参加資格確認申請日より建設業務開始日まで他の公共工事を含む他の工事の監理技術者として配属させることができますでしょうか？ また、要望としまして、入札参加資格確認申請日より以後落札決定以降の建設業務開始日までの期間が長期に渡るため、この期間において技術者を本案件に拘束されると昨今の技術者不足を勘案すると建設企業内の配員の効率が悪く、その期間拘束することが困難と考えます。よってあくまで入札参加資格申請にて申請した監理技術者は建設業務期間のみとしていただきたく存じます。 | 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、(f)にて監理技術者又は主任技術者を建設業務期間に専任で1名配置し得ることとしています。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|-------|-----|-------------|-------|----------|-----|---|-----------------------------|---|---|----|
| 1-23 | 入札説明書 | 10 | 3. | 3. 1. | 3. 1. 2. | (2) | c | 入札参加者の参加者各要件（業種別） 工事監理企業 | 本資格要件を満たす建築工事監理企業その他、要求水準書に記載されている土砂災害警戒区域解除に向けた法面の対策工事の設計や遊水池、造成、開発行為など土木専門の工事監理企業を含めた場合、「本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていること。」が、「(c)の要件に該当しない事から、土木工事監理を担う企業に関してはこの(c)の要件を外せるようお願い申し上げます。また、土木工事監理を担う企業の参加資格要件をお示しください。 | ご意見を踏まえ、専ら造成等の土木工事に係る設計を担当する者は、(a)の要件を満たせばできるように入札説明書を修正します。 | |
| 1-24 | 入札説明書 | 14 | | 4. 2 | | | | 選定のスケジュール | 市と民間事業者との対話の定はございませんか？ | 対話は予定しておりません。 | |
| 1-29 | 入札説明書 | 7 | 3. | 3. 1. | 3. 1. 1. | (3) | | 構成企業の変更等について | 「市がやむを得ないと認めた場合は、市の承認を条件として入札参加者の構成企業（代表企業を除く。）の変更・追加ができるものとする。」とあり代表企業は変更できなくなっておりますが、基本協定書の第12条で落札者の責めに帰すべき事由に第7条6項が含まれているため、代表企業に過度の負担がかかってしまうことが懸念されるため、「（代表企業を除く）」を削除頂けないでしょうか。 | 入札説明書の記載内容は変更しません。 | |
| 1-30 | 入札説明書 | 8 | 3. | 3. 1 | 3. 1. 2. | (2) | | 入札参加者の参加資格要件（業務別） | FAやSPC管理業務を担う企業には要件は無ということでしょうか。 | 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、余剰地活用企業のいずれにも該当しない構成企業は、3.1.2(1) 入札参加者の参加資格要件（共通）を満たせば、参加資格を要するものとします。 | |
| 1-34 | 入札説明書 | 6 | 2 | 4 | | | | 事業に必要とされる根拠法令等 | 一団地認定やその他横浜市の条例に関して、横浜市建築局建築指導課・所轄消防への協議を行ってもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 | |
| 1-35 | 入札説明書 | 14 | 4 | 2 | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 提案内容に関して、理解の齟齬がないよう貴市と直接対話できる機会を5月頃に設けて頂けないでしょうか。 | 対話は予定しておりません。 | |
| 1-36 | 入札説明書 | 14 | 4 | 2 | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 「資格審査書類の受付及び審査」以降に、再度貴市へ質問できる機会を設けて頂けないでしょうか。 | 4月14日（月）から4月28日（月）まで、第2回の質問を受け付けることとします。 なお、第2回の質問は、原則として第1回の質問に対する回答に関連するものに限り、回答の公表予定は5月30日（金）とします。 | |
| 1-37 | 入札説明書 | 10 | 3 | 3. 1 | 3. 1. 2 | (2) | e | 維持管理企業 | 地元企業の参加を可能とするため、維持管理企業を複数の者で分担する場合、統括する者以外の参加要件については耐火構造又は準耐火構造の「共同住宅」以外の事務所・教育施設・病院等の他用途の維持管理実績も可として頂けないでしょうか。 | 修正はいたしません。 | |
| 1-38 | 入札説明書 | 14 | 4 | 4. 2 | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 入札説明書等に関する質問回答から資格審査までの時間がタイトであることから、参加検討にあたり事業者側のコンソーシアム組成に向けての協議時間がありません。本事業に前向きに検討を進めたいと思っておりますので、3月25日の回答を2月下旬もしくは3月初旬に変更していただいたうえで、その回答に対する第2回の質疑の受付もしくは直接対話の場を設けていただくことを要望します。 | 一部質問について先行して回答します。 4月14日（月）から4月28日（月）まで、第2回の質問を受け付けることとします。 なお、第2回の質問は、原則として第1回の質問に対する回答に関連するものに限り、回答の公表予定は5月30日（金）とします。 対話は予定しておりません。 | |
| 1-41 | 入札説明書 | 16 | 4 | 4. 3 | 4. 3. 4 | | | 資格審査書類の提出 | 資格審査書類は、提出方法（二重封筒、朱書き等）を整えれば提出先に持参でも可能かと理解しますが、よろしいでしょうか。 | 資格審査書類の提出方法を修正します。体裁については、二重封筒に入れることを不要とし、様式集第2. 3. (3)によるものとします。 提出方法は「書留郵便」による郵送と持参いずれでも可とします。 | |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|---|-----|-------------|---|-----|-----|---|--|--|--------------------------|--|--|
| 1-42 | 入札説明書 | 14 | 4 | 2 | | | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 質問受付が現地見学会から1週間と期間が短い為、資格審査書類受付後に再度質疑もしくは事業者との対話の機会を設けていただくことは可能でしょうか。 | 一部質問について先行して回答します。 4月14日（月）から4月28日（月）まで、第2回の質問を受け付けることとします。 なお、第2回の質問は、原則として第1回の質問に対する回答に関連するものに限りません。 対話は予定しておりません。 |
| 1-48 | 入札説明書 | 8 | 3 | 1 | 2 | | | | | 入札参加者の参加資格要件 | a設計企業～f余剰地活用業務企業 以外のその他業務を実施する企業の参加資格要件は(1)入札参加者の資格要件（共通）を満たしていれば良いでしょうか。 | 1-30の回答を参照してください。 |
| 1-49 | 入札説明書 | 10 | 3 | 1 | 2 | (2) | e | | | 参加資格要件（維持管理企業） | なお書について「複数の者で業務を行う場合は、全ての者が当該要件を全て満たしていることとし、総括する者を置くものとする」とありますが、市内企業の参画について門戸を狭めることになるため、「総括する者を置く企業が当該要件を全て満たしていること」等に修正のご検討をお願い致します。 | 修正はいたしません。 |
| 1-50 | 入札説明書 | 14 | 4 | 2 | | | | | | 民間事業者の募集及び選定のスケジュール | 本入札に関して官民での認識齟齬が無いよう事業者対話及び第2回質疑を4～5月に設定いただけますようご検討お願い致します。 | 4月14日（月）から4月28日（月）まで、第2回の質問を受け付けることとします。 なお、第2回の質問は、原則として第1回の質問に対する回答に関連するものに限りません。 対話は予定しておりません。 |
| 1-51 | 入札説明書 | 15 | 4 | 3 | 2 | (2) | | | | 質問に対する回答 | 入札説明書等に関する回答質問の回答が令和7年3月25日公表とありますが、参加表明書類に関する回答は早期に回答をいただきたく、お願いいたします。 | 一部質問について先行して回答します。 |
| 1-52 | 入札説明書 | 15 | 4 | 3 | 4 | | | | | 資格審査書類の受付及び審査 | 提出方法に二重封筒とすることとありますが、様式3-5のみを封入し、他の提出書類の提出方法は様式集P5（第2. 3. (3)）に記載のとおり、閉じて提出することで良いでしょうか。 | 1-41の回答を参照してください。 |
| 1-55 | 入札説明書 | 23 | 6 | 1 | 5 | | a | | | その他 | 基本協定保書第6条第5項とありますが、第7条でしょうか。 | ご指摘のとおりです。「第7条第5項」に修正します。 |
| 2-2 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 11 | 3 | 2 | (5) | ア | | | | 上水道・下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設 | 「電柱・電線等の無電柱化に係る電線共同溝の設置」は、検討の結果により採否を選択することが可能と考えて宜しいでしょうか。 | 提案段階における無電柱化の手法については、電線共同溝方式（従来方式）を採用できるものと仮定してください。 なお、電線共同溝の整備が事業期間内に完了することを想定して工程表を作成してください。 用語の定義、仕様、概算額等については、「横浜市無電柱化推進計画（平成30年12月）」を参考にしてください。 落札者決定後、市及び関係機関等と事業スケジュールも含め協議した結果、電線共同溝方式の採用が困難な場合は他の方式に変更することを認めます。この場合、新築住宅等整備用地内に電柱・電線等を移設することも、電柱・電線等の無電柱化の手法として認められる場合があります。 |
| 2-3 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 11 | 3 | 2 | (5) | ア | | | | 上水道・下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設 | 電力・通信の引込について電力・通信会社と事前協議を行っても宜しいでしょうか。 | 問題ありません。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|---|-----|-------------|---|---------|---|--------------------------|---|--|
| 2-17 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 29 | 5 | 5 | (1) | | 統括責任者 | 「(1)統括責任者及び業務責任者の配置」の1行目に「総括責任者」とありますが、「統括責任者」の記載誤りという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。 |
| 2-18 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 29 | 5 | 5 | (2) | | 業務責任者 | 「各業務の業務責任者」とありますが、維持管理業務の業務範囲として定義されている「給水施設保守点検業務」等の全8業務毎に業務責任者を配置しなければならないという理解でしょうか。市営住宅等整備業務とは異なり、維持管理業務における各業務は業務範囲が狭いため、全8業務毎に業務責任者を配置（全8名）することは非効率です。そのため、全業務を統括する者を業務責任者としていただけませんか。また、統括責任者と業務責任者は業務内容が類似するため、維持管理業務は兼務を認めていただけませんか。 | 前段については、ご理解のとおりです。中段及び後段については、認められません。なお、それぞれの業務における資格要件を満たす者であれば、各業務間における業務責任者の兼務は可能です。 |
| 2-37 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 11 | 3 | 2 | (5) | ア | 上水道、下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設 | 電線共同溝の仕様については「市及び関係機関等と協議のうえ仕様を決定する」とありますが、協議を行う関係諸機関は、貴市を含め、電力、通信（電話、インターネット）、ケーブルテレビ、有線放送、他工区との調整（路線の整合性、仕様の統一、工程）等の複数の機関との協議が想定されますが、各機関合意形成のもと仕様決定に至るまでの協議に要する時間、各事業者による工事を含め工程（詳細設計、施工）、電線共同溝に伴う費用算出、また協議の結果、仕様によっては引き込み計画変更、受電、新設住宅の共用の時期などのスケジュールに大きく影響を及ぼす可能性があるとともに、不確定要素が多く、公募提案の段階では実現性を担保する計画提案は非常に困難と考えます。入札参加業者が公平となるためには要求水準書による電線共同溝の具体的仕様の提示のうえ、本事業から電線共同溝の除外をしい頂きたい願います。また、貴市の電線共同溝に関するスケジュール、費用の考え方及びリスク・役割分担についてどのようにご検討されているのか？、各関係機関とのご調整をどの程度されているのか？、ご教示のほどお願い致します。 | 2-2の回答をご参照ください。 |
| 2-41 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 20 | 4 | 6 | (1) (3) | ア | 解体撤去業務実施体制業務内容 | 「現場代理人は業務責任者を兼務することができる。」とありますが、要求水準書22P、7建設業務(1)実施体制、(3)業務内容に記載されている業務責任者及び現場代理人と兼務できる理解でよろしいでしょうか。また解体撤去業務の現場代理人（業務責任者）と建設業務の現場代理人（業務責任者）は兼務ではなく別々の者でも良い理解でよろしいでしょうか。また、やむを得ない事情により現場代理人の変更は可能との理解でよろしいでしょうか。 | 前段、中段、後段ともに、ご理解のとおりです。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|---|-----|-------------|----------------|---------|-------|-----------------|---|--|
| 2-42 | 要求水準書【市営住宅整備等業務、維持管理業務及び余剰地活用業務（付帯事業）編】 | 22 | 4 | 7 | (1) (3) | ア | 建設業務実施体制業務内容 | 「現場代理人は業務責任者を兼務することができる。」とありますが、要求水準書20P、6解体撤去業務(1)実施体制、(3)業務内容に記載されている業務責任者及び現場代理人と兼務できる理解でよろしいでしょうか。また建設業務の現場代理人（業務責任者）と解体撤去業務の現場代理人（業務責任者）は兼務ではなく別々の者でも良い理解でよろしいでしょうか。また、やむを得ない事情により現場代理人の変更は可能との理解でよろしいでしょうか。 | 前段、中段、後段ともに、ご理解のとおりです。 |
| 3-4 | 要求水準書（案）【入居者移転支援編】 | 16 | | 5 | (4) | イ (オ) | 個別相談会日時決定通知 | ②説明会の実施2週間前・・・となっていますが、個別相談会の間違えではないでしょうか。 | ご指摘のとおりです。「個別相談会の実施2週間前・・・」に修正します。なお、「P34 7(4)ア(イ)」にも同一の誤りがありますので、あわせて修正します。 |
| 5-6 | 落札者決定基準 | 8 | 2 | (1) | | ② | 別紙1 審査の視点 | 構成員又は協力会社にとありますが要求水準書では見当たりません。この場合の協力会社とは何を指しますでしょうか。 | 誤記のため、「構成員又は協力会社」を「構成企業」に修正します。 |
| 6-1 | 様式集 | 18 | | 3-11 | | | 資格申告書（余剰地活用業務） | 「同等の事業に係る実績を有する」という文言の解釈についてお尋ねいたします。現在、余剰地の活用方法を複数案検討しております。 【分譲住宅】 私有地を購入し分譲した実績はありますが、公有地を購入し分譲した実績がない場合、同等の事業に係る実績を有していると思われるでしょうか。上記実績を持つ企業が余剰地活用業務企業です。 【テナント】 公有地・民有地問わず出店実績を有していればよいのか、公有地での出店実績でないといけないのかについてご回答ください。上記テナントが余剰地活用業務企業です。 | 1-6の回答を参照してください。 |
| 6-2 | 様式集 | 14 | 3-3 | 入札参加者の企業構成表 | | | | 各社連番のスタイルになっていますが、各社の押印リレーが必要になると多くの時間を要するため、1社ずつの差入方式を認めていただけますでしょうか。 | 認めることとします。 |
| 6-3 | 様式集 | 15 | 3-4 | 委任状 | | | | 各社連番のスタイルになっていますが、各社の押印リレーが必要になると多くの時間を要するため、1社ずつの差入方式を認めていただけますでしょうか。 | 認めることとします。 |
| 6-4 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | 「⑤法人税納税証明書」及び「⑥消費税納税証明書」は、税務署発行の「その3の3」の提出で充足するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-5 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | 「⑦商業登記簿謄本」は履歴事項全部証明書の提出で充足するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-17 | 様式集 | 12 | 3-1 | 入札参加資格確認審査の確認書 | | | 様式3-13添付書類提出確認書 | 正1・副1（企業ごと）とありますが、添付書類についても正1・副1各企業ごと1部ずつ提出する解釈でよろしいでしょうか。また副を提出するとしたら、副は写しでもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|-----|-----|-------------|------------------------|--|--|--|---|---|
| 6-18 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | ①～⑮ | 添付書類は正1・副1各企業ごと1部づつ提出する解釈でよろしいでしょうか。また添付書類の副を提出するとしたら、副は写しでもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-19 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | ⑤法人税納税証明書 ⑥消費税納税証明書 | ⑤及び⑥は「納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）」でよろしいでしょうか。この証明書は1枚（ひとつ）の証明書で⑤及び⑥の証明書として思慮されますが添付書類としてよろしいでしょうか。 | 6-4の回答をご参照ください。 |
| 6-25 | 様式集 | 22 | 様式3-11 | =IF(I255="", "", I255) | | | 様式名 | FA業務やSPC管理業務を担う企業は、指定様式がないため、事業者にて資格申告書を作成することによいでしょうか。 | 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、余剰地活用業務企業のいずれにも該当しない構成企業は、様式3-3の別紙として、当該の構成企業の入札参加者としての役割やこれに関連する実績等の説明資料を添付してください。また、これらの企業は様式3-11の提出は不要です。 なお、本別紙は任意様式としますが、以下の要領に従ってください。 ①表題は「設計・建設・工事監理・維持管理・余剰地活用業務以外の業務を担当する構成企業に関する補足資料」としてください。 ②説明は、対象となる構成企業ごとに、1社につき2分の1枚以下で簡潔に行うものとします。（よって別紙全体の枚数は適宜とします。） ③その他の記載要領は「第2 入札関係書類記載要領」に準ずるものとします。 |
| 6-26 | 様式集 | 22 | 様式3-11 | 資格申告書 | | | 様式番号 | FA業務やSPC管理業務を担う企業は、事業者にて資格申告書を作成する場合、様式番号は「様式3-11-1」と枝番を記載すればよいでしょうか。 | 6-25の回答をご参照ください。 |
| 6-36 | 様式集 | 5 | — | — | | | 第2 入札関係書類記載要領 3 書類提出要領 (3)、(5)～(9) | 提出するファイルの表紙及び背表紙には、事業名称の記載は、不要との理解でよろしいでしょうか？ | ファイルの表紙及び背表紙に事業名称を記載してください。 |
| 6-37 | 様式集 | 5～6 | — | — | | | 第2 入札関係書類記載要領 | 提出するA4ファイル及びA3ファイルの色、材質等については、提案者の自由との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-38 | 様式集 | 5 | | 3 書類提出要領 | | | (3) 入札参加資格確認審査の提出書類に関する提出要領 | 様式3-1から様式3-12までを一括して閉じることとありますが、様式3-5入札参加資格確認申請書は入札説明書P16に記載のとおり、封入して提出することで良いでしょうか。 | 1-41の回答を参照してください。 |
| 6-39 | 様式集 | 14 | 3-3 | 入札参加者の企業構成表 | | | | 各企業の押印が必要な書類であり、手続きの関係から各社1頁で作成したうえで、代表企業が当該様式をまとめて袋とじ割り印の上で提出することをお認めいただけないでしょうか。 | 認めることとします。 |
| 6-40 | 様式集 | 14 | 3-3 | 入札参加者の企業構成表 | | | | 「主たる業務」記入欄には設計～余剰地活用業務以外の業務を担当する企業は「その他業務」と記入することで宜しいでしょうか。 | 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業、余剰地活用企業のいずれにも該当しない構成企業について、担当する業務の内容がわかるように記載してください。その他業務との記載も可とします。 |
| 6-41 | 様式集 | 14 | 3-3 3-4 | 入札参加者の企業構成表 委任状 | | | 押印箇所 | 会社としての代表者並びに貴市に登録している契約代理人に関わらず、印鑑届にて届け出を行う印にて提出することで宜しいでしょうか。 | 本市登録のものを使用してください。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|-----|-----|-------------|-----------|--|--|--|--|--|---|---|---|
| 6-42 | 様式集 | 15 | 3-4 | 委任状 | | | | | | 受任者欄 | 両面印刷する場合、受任者欄は片面のみの記入・押印でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-43 | 様式集 | 14 | 3-4 | 委任状 | | | | | | | 各企業の押印が必要な書類であり、手続きの関係から各社1頁で作成したうえで、代表企業が当該様式をまとめて袋とじ割り印の上で提出することをお認めいただけないでしょうか。 | 認めることとします。 |
| 6-44 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ④使用印鑑届 | 会社の代表者と使用印が異なる場合、当該使用印の印鑑届を提出することで良いでしょうか。また上記の使用印は貴市に登録している契約代理人とは異なる印鑑でも良いでしょうか。 | 本市登録のものを使用してください。 |
| 6-45 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑤法人税納税証明書 ⑥消費税納税証明書 | 添付書類の納税証明書は様式3の3を提出するという理解でよろしいでしょうか。 | 6-4の回答をご参照ください。 |
| 6-46 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑦商業登記簿謄本 | 現在事項全部証明書の提出でよろしいでしょうか。 | 6-5の回答をご参照ください。 |
| 6-47 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑨企業単体の減価償却明細表 | 有形固定資産等明細書で足りるでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-48 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑦商業登記簿謄本 ⑧企業単体の貸借対照表及び損益計算書 ⑨企業単体の減価償却明細表 ⑩連結決算の貸借対照表及び損益計算 ⑪経営事項審査に係る客観的点数を証する書類の写し ⑬企業の業務実績を証明できる資料等 | 必要に応じて両面印刷で提出することをお認めください。 | 適宜、両面印刷としていただいで結構です。 |
| 6-49 | 様式集 | 24 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑬企業の業務実績を証明できる資料 | 添付書類の業務実績に記載された契約書の写しは、業務の履行場所、契約期間、具体的な受託業務の範囲が記載された箇所のみ提出でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-50 | 様式集 | 25 | 3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑧企業単体の貸借対照表及び損益計算書 ⑨企業単体の減価償却明細表 ⑩連結決算の貸借対照表及び損益計算 | 日本国内において当該企業の普通株式が上場等しており、監査済財務諸表等が一般の公表されている場合は、一般公開の旨を「入札参加者確認」に記載いたしますので、web上等から一般公開情報をご確認いただくことは可能でしょうか。資源削減の面からご検討お願い致します。 | 認められません。指定の資料の提出をお願いします。 |
| 6-51 | 様式集 | 29 | 5-1 | 入札書 | | | | | | 代表者押印 | 復代理人が入札するときの押印は復代理人の押印で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6-55 | 様式集 | 24 | 様式3-13 | 添付書類提出確認書 | | | | | | ⑨企業単体の減価償却明細表（直近3期分） | 参考として、減価償却明細表のサンプルなどいただけますでしょうか。 | 法人税の税務申告の際に作成される別表16をもとに任意様式でいただければ結構です。項目が多い場合はある程度まとめていただいても結構です。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|----------|-----|-------------|-------------------|--|--|---------------------------------------|--|--|
| 6-56 | 様式集 | 24 | 様式3-13 | 添付書類 提出確認 書 | | | ⑩連結決算の貸借 対照表及び損益計 算書（直近1期 分） | 昨年から連結決算となり、今現在半期分の書類しかございません。 半期分の書類でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7-1 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | | | | 構成企業の連帯責任 及び代表企業の 責任 | 各構成企業は、事業予定者が市に対して負担する一切の債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担するありますが、SPCに出資する企業と出資しない企業の違いはあるのでしょうか？ | 基本協定書及び事業契約書に定める構成企業の債務について、SPCに出資する企業と出資しない企業の違いはありません。 なお、基本協定第6条の内容については、7-18の回答の通り、修正いたしますので、こちらも参照してください。 |
| 7-2 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | | | | 構成企業の連帯責任 及び代表企業の 責任 | 各構成企業は、事業予定者が市に対して負担する一切の債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担するとありますが、SPCを設立しない場合も同様な債務を連帯するのでしょうか？ | 基本協定書及び事業契約書に定める構成企業の債務について、SPCを設立しない場合についても、SPCを設立する場合と同様の債務を連帯するものとします。 なお、基本協定第6条の内容については、7-18の回答の通り、修正いたしますので、こちらも参照してください。 |
| 7-3 | 基本協定書（案） | 7 | 13 | | | | 賠償金 | 賠償金が発生した場合、SPCに出資する企業と出資しない企業の責任に違いはあるのでしょうか？ | 7-1の回答をご参照ください。 |
| 7-4 | 基本協定書（案） | 7 | 13 | | | | 賠償金 | 賠償金を市に支払う際は、SPCを設立しない場合も同様な債務をすべての構成企業で負うのでしょうか？ | 7-2の回答をご参照ください。 |
| 7-5 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | | | | 構成企業の連帯責任 | 余剰地活用企業もPFI事業者の債務につき、連帯して負担するのでしょうか。 | 7-18の回答をご参照ください。 |
| 7-6 | 基本協定書（案） | 3 | 7 | 1 | | | 事業契約の仮契約 | 仮契約案文=事業契約案文という理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7-7 | 基本協定書（案） | 6 | 12, 13 | | | | 事業契約不調の場合における処理・ 賠償金 | 余剰地活用企業も違約金・賠償金支払いの連帯債務を負うのでしょうか。落札価格には余剰地の対価は含まれないという理解でよいでしょうか。 | 前段については、7-18の回答を参照してください。 後段については、ご理解のとおりです。 |
| 7-8 | 基本協定書（案） | 2 | 4 | 1 | | | 株式の譲渡等 | 落札者の構成企業はその保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定、又はその他の処分を行う場合にはとありますが、今案件では株式を保有しない構成企業（出資しない協力企業）があります。その場合は該当しないとの考えで宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7-12 | 基本協定書（案） | 6 | 12 | | | | 事業契約不調の場合における処理 | 12条の違約金と13条の賠償金は同じという理解でよろしいでしょうか。 違約金と賠償金のダブルで発生しないと理解でよろしいでしょうか。 上記の理解で宜しければ、違約金が発生する事由が、違約金が第13条では「第7条第5項各号のいずれかの事由が生じたとき」となっていますが、第12条では「第7条の5項以外に6項・第8条の6項」となっています。第13条が正しく「第7条第5項各号のいずれかの事由が生じたとき」と理解でよろしいでしょうか。 | 第12条の違約金と第13条の賠償金は別途のものとなります。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|----------|-----|-------------|---|--|--|--|--|--|--------------------|--|---|
| 7-13 | 基本協定書（案） | | 13 | | | | | | | 賠償金 | 賠償金が「落札価格の100分の10に相当する金額に、事業契約上の業務の対価の支払が完了した日（事業契約上の業務の対価を分割して支払う場合において、その全部の支払が完了していないときは、当該構成企業が第7条第5項各号のいずれかに該当した日の直前の支払日）を起算日とする事業契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を加算した額の賠償金を市に支払う」とかなりの高額となり、中小企業の参画が困難となります。賠償金額（違約金）の額を下げてくださいか、せめて横浜市の他の案件（横浜文化体育館等）同様に「市は、本事業に係る落札金額の[100分の10]に相当する金額を上限とする違約金を落札者に請求できるものとし、落札者は市の請求があり次第、当該請求において定められた金額を市に支払うものとする」として頂けないでしょうか。 | 賠償金の金額に係る規定を以下の通り修正します。 「落札者の構成企業は、事業契約締結後において、本選定手続に関し、第7条第5項各号のいずれかの事由が生じたときは、市が事業契約を解除するか否かにかかわらず、連帯して、落札価格の100分の10に相当する金額の賠償金を市に支払う」 |
| 7-14 | 基本協定書（案） | 7 | 16 | | | | | | | 協定の有効期間 | 有効期間が「事業契約の契約期間の終了時までとする。」とありますが、基本協定での条文のほとんどが事業契約に継承されているため、有効期間を事業契約の締結までとして頂けないでしょうか。違約金（賠償金）が二重に発生してしまうようにとらえてしまうため、ご検討ください。 | 有効期間の変更は行いません。 なお、同一の内容の違約金に対して、基本協定と事業契約に基づく違約金支払いを二重に求めることは想定していません。 |
| 7-15 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | | | | | | | 構成企業の連帯債務 | 事業予定者が市に対して負担する一切の債務につき、各構成企業が事業予定者との連帯債務を負う旨の規定がございますところ、たとえば建設企業においては、建設業者として市営住宅等整備業務を履行する能力は有しても、入居者移転支援業務や維持管理業務、余剰地活用業務を履行する能力は有しないことから、当該規定は実効性に欠けるものと思料いたします。 つきましては、「各構成企業は、事業予定者が市に対して負担する債務のうち自己の担当する業務に係る債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担する」といった内容にご修正いただけませんかでしょうか。 | ご要望の修正はいたしません。 なお、基本協定第6条の内容については、7-18の回答の通り、修正いたしますので、こちらも参照してください。 |
| 7-16 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | 3 | | | | | | 構成企業の連帯責任及び代表企業の責任 | 「各構成企業は、事業契約で規定する構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとし」とありますが、余剰地活用企業とPFI事業者も連帯して債務を負うのでしょうか。 | 7-18の回答をご参照ください。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|------|----------|-----|-------------|----|---|--|--|--|--|------------------------|--|--|
| 7-18 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | 1 | | | | | | 構成企業の連帯責任及び代表企業の責任 | 「各構成企業は、事業予定者が市に対して負担する一切の債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担する」とありますが、事業全般において構成企業が連帯債務を負うことは、本事業への参画が困難となり、修正をお願い致します。 | 基本協定書第6条第1項及び第3項、事業契約書第3条第9項及び第11項に基づき、各構成企業が連帯して負う連帯債務は以下①②の通りとし、基本協定書及び事業契約書を修正します。なお、修正の意図は、余剰地活用業務の不履行がPFI事業（特定事業）に及ぶ影響とPFI事業（特定事業）の不履行が余剰地活用業務に及ぶ影響をそれぞれ軽減すること、基本協定書と事業契約書の記述の不整合を解消することにあります。 ①建設企業（建設企業が複数の場合は、PFI事業者にて市に対して業務を統括する建設企業として届け出た1社を指す）はPFI事業者の各債務のうち、余剰地活用業務を除く一切の債務を連帯する。 ②余剰地活用業務企業を除く各構成企業は、PFI事業者が負う違約金支払債務（余剰地活用業務企業の違約金債務を含まない）を連帯する。 |
| 7-19 | 基本協定書（案） | 3 | 6 | 3 | | | | | | 構成企業の連帯責任及び代表企業の責任 | 「各構成企業は、事業契約で規定する構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとし」とありますが、構成企業が各債務の全てについて相互に連帯債務を負うことは、本事業への参画が困難となり、修正をお願い致します。 | 基本協定書第6条第3項は削除します。その他、各構成企業が負う連帯債務については7-18の回答をご参照ください。 |
| 7-20 | 基本協定書（案） | 5 | 9 | 1 | 1 | | | | | 事業予定者の設立 | 会社法（令和17年法律第86号）は誤謬でしょうか。 | ご指摘のとおりです。「平成17年法律第86号」に修正します。 |
| 8-1 | 事業契約書（案） | 38 | 84 | | | | | | | 事業期間 | 別紙5の業務が日程とおり完了した場合は、SPCを解散して宜しいでしょうか？ その場合、事業契約のどの条項を履行すべきでしょうか？ | 市への債務が存続している間は、市の承諾がないとSPCは解散できません。基本協定書第10条第9号をご参照ください。なお、基本協定書の当該部分は修正をしています。 |
| 8-8 | 事業契約書（案） | 32 | 70 | 5 | | | | | | 民間施設の整備等 | 区分売却を計画する場合の顧客との売買契約締結は除かれるという理解で宜しかったでしょうか。 | 1-11の回答を参照してください。 |
| 8-17 | 事業契約書（案） | 4 | 3 | 11 | | | | | | 事業遂行の指針 | この条項が適用される期間として、余剰地の土地売買契約又は定期借地権設定契約書の締結するまでとの理解でよろしいでしょうか。意見としまして「各構成企業の連帯債務」は余剰地の土地売買契約又は定期借地権設定契約書の締結までの期間として頂きたい。 | 本条項で規定する連帯債務の期間は、対象となる債務が消滅するまで継続します。その他、各構成企業が負う連帯債務については7-18の回答をご参照ください。 |
| 8-20 | 事業契約書（案） | 16 | 31 | 3 | | | | | | 工事中止又は工事期間の変更による費用等の負担 | 第84条第2項は、第79条第2項ではないのでしょうか。 | ご指摘のとおりです。事業契約書を修正します。 |
| 8-21 | 事業契約書（案） | 16 | 31 | 4 | | | | | | 工事中止又は工事期間の変更による費用等の負担 | 第87条第2項は、第82条第2項ではないのでしょうか。 | ご指摘のとおりです。事業契約書を修正します。 |
| 8-31 | 事業契約書（案） | 37 | 80 | 7 | | | | | | 不可抗力による解除 | 市から余剰地の余剰地活用企業への引渡し後に「当該履行不能による損害はPFI事業者が負担・・・」とありますが、所有権が余剰地活用企業に移転している場合、PFI事業者でなく余剰地活用企業との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。条文を修正します。 |
| 8-48 | 事業契約書（案） | 32 | 70 | 1 | | | | | | 民間施設の整備等 | 条文が途中で終わっており、内容がわかりかねます。 | 「実施するものとする。」となります。事業契約書を修正します。 |
| 8-65 | 事業契約書（案） | 32 | 70 | 1 | | | | | | 民間施設の整備等 | 「おいて、」以降の文章をご教示願います。 | 8-48の回答をご参照ください。 |

市営野庭住宅（J街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（2月28日先行公表分）

| 番号 | 資料名 | 該当頁 | 該当箇所（見出し記号） | | | | | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-------|----------|-----|-------------|----|--|--|--|--|--|----------------|---|---|
| 8-67 | 事業契約書（案） | 4 | 3 | 11 | | | | | | 事業遂行の方針 | PFI事業者は、余剰地活用業務企業が追う違約金支払債務を各構成企業が連帯して負担するとありますが、資金調達が困難であるため除外願います。 | 7-18の回答を参照してください。 |
| 8-70 | 事業契約書（案） | 4 | 3 | 9 | | | | | | 建設企業の連帯債務 | PFI事業者の各債務（余剰地活用業務を除く）につき、建設企業に連帯債務を負わせる旨の規定がございますところ、当該債務を負わせる対象が建設企業のみである理由が不透明であり、また、そのような規定は建設企業のみならず、本事業リスクの分担に課すものであることから、本事業リスクの分担に関して建設企業以外の構成企業との均衡も欠くものと思料いたします。 つきましては、当該規定は削除いただくか、建設企業ではなく代表企業に連帯債務を負わせる旨にご修正いただくか、又は基本協定書第6条の規定と同様の内容（各構成企業における本事業リスクの分担が公平となる内容）にご修正いただけませんか。 | 修正はいたしません。 その他、各構成企業が負う連帯債務については7-18の回答をご参照ください。 |
| 8-74 | 事業契約書（案） | 32 | 70 | 1 | | | | | | 余剰地活用業務企業の責務 | 条文が途切れてしまっておりますので、ご修正のうえ内容を公表いただけますでしょうか。 | 8-48の回答をご参照ください。 |
| 8-79 | 事業契約書（案） | 4 | 3 | 11 | | | | | | 事業遂行の指針 | PFI事業者については、余剰地活用業務企業が負う違約金支払債務を連帯して負担することは資金調達が困難になるため除外願います。 | 7-18の回答を参照してください。 |
| 8-80 | 事業契約書（案） | 4 | 3 | 11 | | | | | | 違約金 | 「PFI事業者は、前二項に関わらず、本契約で規定するPFI事業者及び余剰地活用業務企業が負う違約金支払債務については、各構成企業に連帯債務を負わせるものとする」とありますが、SPCを事業者として事業契約を締結して以降もなお、各構成企業に債務を連帯させるという条件は、一般的なPFIの概念から逸脱するよう考えます。 広く一般の企業の参入の妨げになり、提案競争の幅を狭めることになることを憂慮します。ご再考いただきたく願います。 | 7-18の回答を参照してください。 |
| 8-87 | 事業契約書（案） | 32 | 70 | 1 | | | | | | 民間施設の整備等 | 「自己の責任と費用負担において、」と途中で条文が切れているようすでにご修正をお願いいたします。 | 8-48の回答をご参照ください。 |
| 8-113 | 事業契約書（案） | 32 | 70 | 10 | | | | | | 民間施設の整備等 | 念のための確認となりますが、当該違約金の支払義務は、余剰地活用業務企業が負うものであり、事業者（SPC）は支払義務を負わないとの認識で相違ないでしょうか。 | 7-18の回答を参照してください。 |
| 8-114 | 事業契約書（案） | 34 | 73 | 6 | | | | | | 報告等 | 念のための確認となりますが、当該違約金の支払義務は、余剰地活用業務企業が負うものであり、事業者（SPC）は支払義務を負わないとの認識で相違ないでしょうか。 | 7-18の回答を参照してください。 |
| 8-115 | 事業契約書（案） | 35 | 76 | 1 | | | | | | 余剰地活用事業に係る損害賠償 | 念のための確認となりますが、当該違約金の支払義務は、余剰地活用業務企業が負うものであり、事業者（SPC）は支払義務を負わないとの認識で相違ないでしょうか。 | 7-18の回答を参照してください。 |